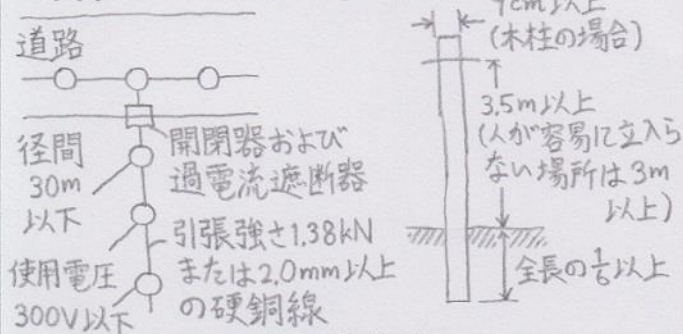


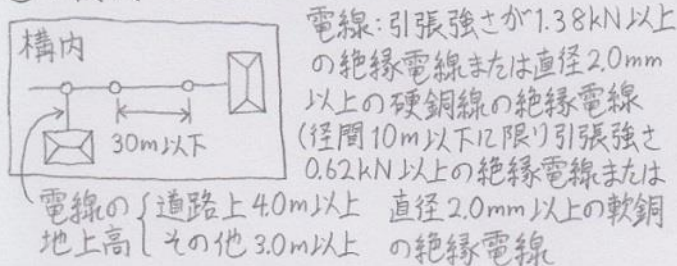
415. 低圧架空電線路の施設の特例・特別高圧架空電線路の雪害対策

〈低圧架空電線路の施設の特例〉

① 農事用の低圧架空電線路



② 1構内の低圧架空電線路



農事用の電灯、電動機等に電気を供給する使用電圧が300V以下の低圧架空電線路は、次の場合を除き、左図に示すように電線の太さまたは引張強さおよび地表上の高さの緩和が認められている。建造物の上に施設する場合・道路、鉄道、軌道、索道、他の架空電線、電車線、架空弱電流電線等またはアンテナと交差して施設する場合・上記のものとの低圧架空電線との水平距離が当該低圧架空電線路の支持物の地表上の高さに相当する距離以下に施設する場合



1構内だけに施設する使用電圧が300V以下の低圧架空電線路は、次の場合を除き、上2図に示すように電線の太さまたは引張強さ及び他の工作物との離隔距離の緩和が認められている。建造物の上に施設する場合・道路(幅5mを超えるものに限る)、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、他の架空電線、電車線、架空弱電流電線等またはアンテナと交差して施設する場合・上記のものとの低圧架空電線との水平距離が、当該低圧架空電線路の支持物の地表上の高さに相当する距離以下に施設する場合

〈特別高圧架空電線路の雪害対策〉

① 特別高圧架空電線路の難着雪化対策：降雪の多い地域において、特別高圧架空電線路を次のように施設する場合は、電線の難着雪化対策を施さなければならない。＊ただし、支持物の耐雪強化対策を施す事により、着雪による支持物の倒壊の恐れが無いように施設する場合は除かれる。市街地その他人家の密集する地域およびその周辺地域において、建造物と接近状態に施設する場合・主要地方道以上の規模の道路、横断歩道橋、鉄道または軌道と接近状態に施設する場合・主要地方道以上の規模の道路、横断歩道橋、鉄道または軌道の上に交差して施設する場合

② 特別高圧架空電線路の塩雪害対策

降雪が多く、かつ塩雪害の恐れが有る地域において、特別高圧架空電線路を施設する場合は、かたいへの着雪による絶縁破壊を防止する対策を施さなければならない

